令和７年４月１日発行　　まつもとほうじん　　毎月１回１日発行　第 603 号

料金後納

ゆうメール

まつもとほうじん

令和７年
（2025年）
4月号
第603号

ホームページ http://www.matsumotohojinkai.or.jp/　メールアドレス　hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp



国宝松本城　桜並木光の回廊

― 主な記事 ―

青年部 令和6年度租税教育活動実施報告 …　2～3頁
皆さんこんにちは・川上誠氏 ……　4頁
頑張ってます・佐田直久氏 ……　4頁
インターネットセミナーサービスご案内 ……　5頁
税務ポイント ……　6～7頁
イイね ふるさと！ ……　7頁
労務レポート ……　8～9頁
会員福利厚生制度ＰＲ ……　10頁
４月の予定、松本山雅 FC チケットプレゼント …　11頁
インフォメーションコーナー、
　地区トピックス、川柳コーナー、あとがき　12頁
令和７年度年間行事日程計画表 ……　付録
令和７年度優良経理担当者表彰のご案内 ……　付録
令和７年度税制改正のあらまし（速報版）……　付録

イイね ふるさと!

「国宝松本城　桜並木光の回廊」（松本市）

本年も桜の季節がやってまいりました！「国宝松本城桜並木光の回廊」は、松本城の桜開花宣言３日後から８日間、松本城の外堀の桜並木から、大名町の並木道イルミネーション、そして女鳥羽川の桜並木まで、総延長約 1.5km がライトアップされます。漆黒のお城を囲む桜並木が外堀の水面に映し出されて、美しい光の回廊として幽玄な夜桜が演出されます。地元はもちろん全国、海外からも多くの来場者がお越しになり、ライトアップされた松本城の桜を堪能されます。

（関連記事７頁掲載　澤田恵輔編集委員）

みんなで回覧しましょう。

確認印	社長		経理担当	

差出人・返送先
一般社団法人**松本法人会**
〒390-0814 長野県松本市本庄 1-3-10
大同生命松本ビル５階

令和６年度 青年部租税教育活動報告

松本法人会青年部では次世代を担うこども達に「税の役割と大切さ」をわかりやすく伝える租税教育活動に積極的に取り組んでおります。私たちが取り組む活動の中心は松本税務署管内小学校で６年生を対象に開催される租税教室での講師役の担当です。

令和６年度も小学校側のご理解と松本税務署さんにご協力をいただき、開催校数、受講児童数が共に過去最多となる31校2,008名に授業を実施いたしました。とりわけ、６月には活動開始からの受講児童数累計が10,000人に達したことは特筆すべき点でございました。

青年部では租税教育活動を、税に携わる法人会らしく、そして地域のこども達と直接触れ合うことの出来る社会貢献活動として非常にやりがいのある事業と考えており、新年度も積極的に取り組んでまいります。

【令和６年度 租税教室開催記録】

①５月８日
塩尻市立洗馬小学校(35名)
講師役　安田　　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

②５月９日
松本市立島立小学校(57名)
講師役　小川原　健太　氏(㈱小川原塗装店)

③５月14日
安曇野市立穂高西小学校(50名)
講師役　川出　哲敬　氏(㈱滝澤工務店)

④５月15日
松本市立中山小学校(13名)
講師役　廣田　伸一　氏(㈱ヒロタス)



講師役：廣田伸一氏（中山小学校）

⑤５月16日
安曇野市立明北小学校(９名)
講師役　岩垂　巧磨　氏(㈲明北電気工業)

⑥５月23日
麻績村立麻績小学校(21名)
講師役　事務局

⑦５月30日
松本市立波田小学校(132名)
講師役　安藤　崇博　氏(㈱御菓子処竹屋)
　　長崎　　淳　氏(長崎システムプロ㈱)
　　村上　　護　氏(㈱むすび)
　　安田　　優　氏
　　(コモン・コンサルティング㈱))



６月４日 松本市立島内小学校で受講児童数累計が１万人に到達

⑧６月４日
松本市立島内小学校(134名)
講師役　川出　哲敬　氏(㈱滝澤工務店)
※受講児童数累計10,000人到達



講師役：川出哲敬氏（島内小学校）

⑨６月10日
塩尻市立桔梗小学校(106名)
講師役　山田　祥雄　氏(信州塩嶺高原カントリー㈱)



講師役：山田祥雄氏（桔梗小学校）

どこでも申告・納税　イータックス (http://www/e-tax.nta.go.jp)

⑩６月19日
松本市立二子小学校(40名)
講師役　事務局

⑪６月21日
生坂村立生坂小学校(12名)
講師役　平林　和樹　氏(東新自動車)

⑫６月26日
松本市立鎌田小学校(133名)
講師役　原　　誠治　氏(㈱事務)
　　安田　　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)
　　滝沢　直美　氏(㈱ネックレス)



講師役：滝沢直美氏（鎌田小学校）

⑬６月28日
塩尻市立塩尻西小学校(48名)
講師役　等々力直樹　氏(㈲大津屋商店)

⑭７月２日
松本市立開智小学校(100名)
講師役　原　　誠治　氏(㈱事務)

⑮７月４日
塩尻市立広丘小学校(116名)
講師役　小笠原拓也　氏(㈲オフィスオオタ)



講師役：小笠原拓也氏（広丘小学校）

⑯７月９日
松本市立並柳小学校(63名)
講師役　安田　　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

⑰７月10日
松本市立今井小学校(26名)
講師役　川出　哲敬　氏(㈱滝澤工務店)

⑱７月12日
安曇野市立豊科北小学校(90名)
講師役　川出　哲敬　氏(㈱滝澤工務店)

⑲７月16日
松本市立田川小学校(43名)
講師役　小川原健太　氏(㈱小川原塗装店)

⑳８月26日
松本市立明善小学校(64名)
講師役　事務局

㉑８月30日
安曇野市立三郷小学校(154名)
講師役　川出　哲敬　氏(㈱滝澤工務店)
　　原　　誠治　氏(㈱事務)
　　安田　　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

㉒９月４日
安曇野市立豊科東小学校(28名)
講師役　小川原健太　氏(㈱小川原塗装店)

㉓９月20日
松本市立四賀小学校(20名)
講師役　花村　佑子　氏(あづみ野エフエム放送㈱)
　　草田　章夫　氏(㈱草田組)

㉔9月26日
安曇野市立穂高北小学校(101名)
講師役　事務局

㉕10月10日
松本市立山辺小学校(99名)
講師役　事務局

㉖11月27日
松本市立芝沢小学校(69名)
講師役　小倉　洋平　氏
　　(税理士・社労士法人 未来経営)

㉗12月10日
山形村立山形小学校(84名)
講師役　廣田　伸一　氏(㈱ヒロタス)

㉘12月19日
筑北村立筑北小学校(26名)
講師役　事務局

㉙１月15日
松本市立菅野小学校(96 名)
講師役　川出　哲敬　氏(㈱滝澤工務店)

㉚２月27日
松本市立安曇小学校(3 名)
講師役　小川原健太　氏(㈱小川原塗装店)

㉛３月５日
才教学園小学校(36名)
講師役　原　　誠治　氏(㈱事務)
　　安田　　優　氏(コモン・コンサルティング㈱)

合計：開催校31校、受講者数 2,008名



皆さん こんにちは♪

川上誠土地家屋調査士事務所

松本市波田

代表　**川上　誠** 氏

『仕事を通じてお客様に安心をお届けしたい』

今回ご紹介するのは、松本市波田で土地家屋調査士業を営んでおります川上誠さんです。開業は 2024 年で、この仕事は不動産の調査・測量・登記を行っているそうです。昨年、資格取得後に独立されました。

川上さんは約 20 年程前に土地家屋調査士事務所で補助者をされていたそうで、直近では建設コンサルタントにて橋梁の点検を行っていたとの事です。この仕事は不動産の登記簿の作成・編集・抹消などをしたり、土地の境界を調査する業務を行っています。

国家資格である土地家屋調査士は、この松本市が発祥の地であることを川上さんより教えて頂きました。明治から昭和にかけて松本税務署の土地調査員の方々が粘り強い努力と奮闘の末に 1950 年にこの資格が誕生し、松本市は土地家屋調査士制度発祥の地として松本市総合体育館に記念碑が設置されているとの事です。



業務の中でお客様の財産を直接取り扱う事から正確に業務をする事に心掛け、問題解決後のお客様の安心した表情を見ると、とてもやりがいを感じているそうです。

趣味は子供と一緒に釣りやキャンプなどアウトドアを楽しむ事だそうです。自身もあまり経験がなく色々勉強してるとか…。

目標は宅地や店舗などの土地開発をできるようになること。将来、自身の行った業務が地図に残る様な仕事がしたいと語っていました。益々のご活躍を期待します。

（深澤和紀編集委員）



頑張ってます!!

『健康と笑顔を届けたい』

岩波酒造合資会社

松本市里山辺

佐田　直久 氏

創業は明治５年、150 年以上日本酒等の製造販売をされている岩波酒造さんで酒造りの最高責任者である杜氏として勤められています。

もともと新潟県出身で金融の営業マンとして働かれていましたが、26 歳の時に転勤で松本に来られてから松本の自然豊かな風土が気に入り、ずっと住みたくなったそうです。職安に相談した際、たまたま現会社の募集があり 29 歳の時に転職されました。

岩波酒造さんでは長年にわたり、新潟県から杜氏さんを招きお酒造りをしておりましたが、その重責を平成24年に佐田さんが引き継がれました。初めはしっかりお酒が造れるか、帳面が締められるか等、不安で夜も眠れないこともあったそうですが、仲間と協力し翌平成 25 年には長野県清酒品評会で首席優等賞を受賞された他、その後の甘酒鑑評会で３度首席等多くの賞を取られました。想いは、お客様に「健康と笑顔をお届けする」こと。お酒を通じてコミュニケーションを深めていただき笑顔を届けたい、そうした輪が広がり明日がもっと良い社会になればとお話しくださいました。趣味は、きのこ採りと山歩き。健康には気を使い、自分で採ってきたきのこと、自分で造ったお酒での一杯は最高です。

お客様においしいと思って頂くことを第一に、何事にも真剣に取り組まれる佐田さんに益々のご活躍を期待しています！

（澤田恵輔編集委員）

松本法人会よりインターネットセミナーのご案内

当会のホームページ内、専用バナーから無料でセミナーがご覧いただけます
http://www.matsumotohojinkai.or.jp/

視聴は無料です

松本法人会　検索　で検索いただけます

何時でも、何処でも、好きなだけ　ご利用いただけます

セミナー・オンデマンドの視聴方法

使い方はとても簡単！すぐにご利用になれます

STEP 1
所属会のHPより セミナー・オンデマンド サイトにアクセス



インターネットセミナーの バナーを選択します

STEP 2
ＩＤ・パスワードを 入力してログイン

ログインはこちら
ID：○○○○
パスワード：△△△△

※ＩＤ・パスワードは所属会にお問合せください
※ログイン不要でご覧になれるオープンセミナーもあります

STEP 3
学びたいセミナーを お選びください



※様々なジャンルで700タイトル以上の豊富なセミナー

ID・パスワード　会員 ID：hj0915　パスワード：8080

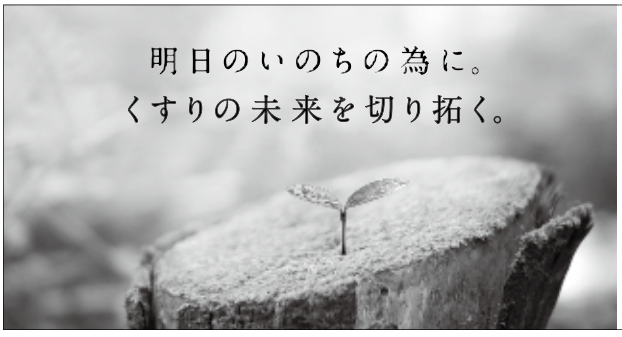
専用 ID とパスワードを入れてログインする事により多くのコンテンツが視聴可能となります。

会員の方は７００タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

セミナー名	講師	セミナー名	講師
乱世の時代における 孫子の兵法とビジネス戦略	守屋　淳	江戸最大のヒットメーカー 蔦屋重三郎に学ぶ経営戦略	岡田　晃
良好な信頼関係を築く 叱る側、叱られる側の心構え	外川　智恵	高くても売れる７つの鉄則	川上　徹也
介護のお金の基礎知識	加藤　博	AI 活用爆速仕事術	小宮山真吾

※掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます。掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です。

お問い合わせは松本法人会事務局まで　TEL.0263-35-8080



キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI
キッセイ薬品工業株式会社
本　　社：松本市芳野19番48号

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉕〕所得税（譲渡所得）関係

事業用資産の買換え特例の期限までに買換え資産を買えなかったとき

Q．事業用資産の買換え特例の適用を受けるには、資産を譲渡した年か、その前年中あるいは譲渡した年の翌年中に買換資産を取得することが必要とありますが、買換資産をこの期間内に取得できない場合、延長等の救済措置はありますか？

A．ご回答の前に、「事業用資産の買換え特例」について概要を説明いたします。

１．概要

個人が、事業の用に供している特定の地域内にある土地建物等 (譲渡資産) を譲渡して、一定期間内に特定の地域内にある土地建物等の特定の資産 (買換資産) を取得し、その取得の日から１年以内にその買換資産を事業の用に供したときは、一定の要件のもと、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べることができます (譲渡益が非課税となるわけではありません)。これを、事業用資産の買換えの特例といいます。

２．特例の適用を受けるための要件

この特例を受けるためには、次の要件全てに当てはまることが必要です。

⑴　譲渡資産と買換資産は、共に事業用のものに限られます。

⑵　譲渡資産と買換資産とが、一定の組合せに当てはまるものであることです。

⑶　買換資産が土地等であるときは、取得する土地等の面積が、原則として譲渡した土地等の面積の５倍以内であることです。この５倍を超えると、超える部分は特例の対象となりません。

⑷　**資産を譲渡した年か、その前年中、あるいは譲渡した年の翌年中に買換資産を取得するとともに、次に掲げる場合に応じて、それぞれに掲げる手続きが必要です。**

イ．譲渡した同年中に取得した資産を買換資産とする場合

一定の期限までに、「特定の事業用資産の買換えの特例の適用に関する届出書」を税務署長に提出すること（令和６年４月１日以後に譲渡資産の譲渡をして、同日以後に買換資産の取得をする場合に限ります。）

ロ．前年中に取得した資産を買換資産とする場合

取得した年の翌年３月15日までに「先行取得資産に係る買換えの特例の適用に関する届出書」を税務署長に提出すること

ハ．譲渡した翌年中に買換資産を取得する予定の場合

確定申告書を提出する際に取得する予定の買換資産についての取得予定年月日、取得価額の見積額および買換資産が買換えの組合せのいずれに該当するかの別、その他の明細を記載した「買換 (代替) 資産の明細書」を添付すること

⑸　買換資産を取得した日から１年以内に事業に使うことです。なお、取得してから１年以内に事業に使用しなくなった場合は、原則として特例の適用は受けられません。

⑹　この特例の適用を受けようとする資産については、重ねて他の特例 (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例や減価償却資産の特別償却または所得税額の特別控除の特例等) の適用は受けられません。

⑺　土地等の譲渡については、原則として、譲渡した年の１月１日現在の所有期間が５年を超えていることです。なお、令和８年３月31日までにした土地等の譲渡については、この要件が停止されています。

⑻　譲渡資産の譲渡は、収用等、贈与、交換、出資によるものおよび代物弁済としての譲渡ではないこと、また、買換資産の取得は、贈与、交換または一定の現物分配によるもの、所有権移転外リース取引によるものおよび代物弁済によるものではないことです。

以上、「事業用資産の買換え特例」について概要をまとめました。

その上で、本件「期限までに買換資産を買えなかったとき」について回答いたします。

A.【原則】

<u>買換資産をこの期間内に取得しないときは原則としてこの特例は受けることができません。</u>

【例外】

１．やむを得ない事情 (下記４つのいずれかのケース) があるため、資産を譲渡した年の翌年１月１日から12月31日までの期間内に買換資産の取得をすることが困難な場合には、資産を譲渡した年の翌年12月31

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

日後２年以内において税務署長が認定した日までの期間（以下、これらの期間を「取得指定期間」といいます。）に、買換資産の取得期間を延長することができます。

⑴　工場などの敷地の造成や建設移転にかかる期間が通常１年を超えること

⑵　法令の規制等により取得計画の変更をしなければならなくなったこと

⑶　売主、その他の関係者との交渉が長引き、簡単に資産の取得ができないこと

⑷　⑴から⑶に準じた事情があること

２.特定非常災害に基因するやむを得ない事情により、取得指定期間内に買換資産を取得することが困難となった場合

特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第２条第１項の規定により特定非常災害として指定された非常災害を言う）に基因するやむを得ない事情により、取得指定期間内に買換資産を取得することが困難となった場合には、取得指定期間の末日後２年以内の日で税務署長が認定した日までの期間に、取得指定期間を延長することができます。

適用要件の期限については、原則延長は無いものとして取組むことが肝要です。

《参考》

国税庁タックスアンサー

No.3402　事業用の資産の範囲

No.3405　事業用の資産を買い換えたときの特例

No.3420　譲渡した年に買換えができなかったとき

No.3423　期限までに買換資産を買えなかったとき（事業用資産）

（税制委員会：忠地祐一、杉山良一、草間俊文　グループ稿）

（監修：関東信越税理士会　松本支部）

くくねっとふるさと！

「国宝松本城　桜並木光の回廊」（松本市）～春の夜を照らす　国宝松本城と桜の光の共演～

信州松本に春の訪れを告げる「国宝松本城桜並木光の回廊」が本年18回目を迎えます。例年、各地から大勢のお客さまがお越しになり、コロナ禍が完全に明けた昨年（2024年）は来場人数が10万人を超えたそうです。時間は午後６時30分から午後９時までで、桜並木が幻想的に闇夜に照らし出され観光客や市民を魅了しており、お越しになった全ての方が足を止め、「すごくきれい」などと言いながら光に照らされた天守と夜桜の「共演」を写真に収めています。



また、昨年はご協賛企業各社様のご厚意により、ご協賛金を松本城（松本市）宛に老朽化が進む桜並木存続の為に寄付されました。美しい桜をずっと見ていくためには、保全が欠かせません。

さらに、桜をライトアップした本丸庭園を無料開放する「夜桜会」も同じ期間に開催されますので、松本城の中でもお城と桜を楽しんでいただけます。

執筆した時（３月中旬時点）の開花予想日は４月４日でした。冬の寒さを感じる季節から春の温かさを感じる季節へ、桜を見る喜びを感じながら楽しんでご覧いただければ幸いです。**（澤田恵輔編集委員）**

地域社会の繁栄のために。
PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE
Nabelin
鍋林株式会社
www.nabelin.co.jp
環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

労務レポート

育児・介護休業法改正のポイントのご案内その２

社会保険労務士　上　嶋　　宏



今回の労務レポートは、今年１０月より施行される育児・介護休業法改正のポイントを以下にレポートします。

１．柔軟な働き方を実現するための措置

⑴　育児期の柔軟な働き方を実現するための措置

・事業主は、３歳から小学校就学前の子を養育する労働者に関して、以下の５つの選択し講ずべき措置の中から、２つ以上の措置を選択して講ずる必要があります。

・労働者は、事業主が講じた措置の中から１つを選択して利用することができます。

・事業主が講ずる措置を選択する際、過半数組合等からの意見聴取の機会を設ける必要があります。

選択して講ずべき措置（フルタイムでの柔軟な働き方）

①　始業時刻等の変更：一日の所定労働時間を変更しない方法でいずれかの措置

・フレックスタイム制

・始業または終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）

②　一日の所定労働時間を変更せずに、月に10日以上利用できるテレワーク等

※原則時間単位で取得可とすること

③　保育園の設置運営やベビーシッターの手配およびその費用負担などこれらに準ずる便宜を供与するもの

④　就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇

（養育両立支援休暇：一日の所定労働時間を変更せず、年に 10 日以上取得できるもの）

※原則時間単位で取得可とすること

⑤　短時間勤務制度（一日の所定労働時間を原則６時間とする措置を含むもの）

⑵　柔軟な働き方を実現するための措置の個別の周知・意向の確認

３歳に満たない子を養育する労働者に対して、子が３歳になるまでの適切な時期に、事業主は柔軟な働き方を実現するための措置として⑴の５つの中から選択した２つ以上の措置に関する以下の事項の周知と制度利用の意向の確認を、個別に行わなければなりません。

周知時期	労働者の子が３歳の誕生日の１ヶ月前までの１年間 (1 歳 11ヶ月に達した日の翌々日から２歳 11ヶ月に達する日の翌日まで)
周知事項	①事業主が⑴で選択した２つ以上の措置の内容 ②対象措置の申出先（例：人事部など） ③所定外労働（残業免除）・時間外労働・深夜業の制限に関する制度
個別周知・意向確認の方法	①面談　②書面交付　③ FAX　④電子メール等　のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

２．仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮

⑴　事業主は、労働者が本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たときと、労働者の子が３歳になるまでの適切な時期に、子や各家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する以下の事項について、労働者の意向を個別に聴取しなければなりません。

意向聴取の時期	①労働者本人または配偶者の妊娠・出産等を申し出たとき ②労働者の子が３歳の誕生日の１ヶ月前までの１年間 （1 歳 11ヶ月に達した日の翌々日から２歳 11ヶ月に達する日の翌日まで）
聴取内容	①勤務時間帯（始業および終業の時刻） ②勤務地（就業の場所） ③両立支援制度等の利用期間 ④仕事と育児の両立に資する就業条件（業務量、労働条件の見直し等）
意向聴取の方法	①面談　②書面交付　③ FAX　④電子メール等　のいずれか 注：①はオンライン面談も可能

⑵　聴取した労働者の意向についての配慮

事業主は、⑴により聴取した労働者の仕事と育児の両立に関する意向について、自社の状況に応じて配慮しなければなりません。

以上が今年 10 月から実施される内容となります。最後に今回の法改正の概要を下表にまとめてみましたのでご参考にしてください。

今回の法改正概要

施行日	改　正　内　容
令和７年４月１日	子の看護休暇の見直し
	所定外労働の制限の対象拡大
	育児のためのテレワーク導入の努力義務化
	育児短時間勤務の代替措置にテレワークを追加
	育児休業取得状況の公表義務が３００人超の企業に拡大
	介護休暇の見直し
	介護両立支援制度等の個別周知・意向の確認の義務付け
	介護両立支援制度等の早期の情報提供の義務付け
	介護両立支援制度等を利用しやすい雇用環境整備の義務付け
	介護のためのテレワーク導入の努力義務化
令和７年 10 月１日	柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務
	仕事と育児の両立に関する個別の意向聴取・配慮の義務化

上嶋社会保険労務士事務所　〒399-8101 安曇野市三郷明盛 1108-5
TEL.0263-88-6927　FAX.0263-88-6928



期限内納付のための
納税資金の積立てをお願いします！
納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納（予納ダイレクト）が便利です。
利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限(※1)があります。

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例(※4)があります。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回（確定申告１回、中間申告11回）
400万円超4,800万円以下	年４回（確定申告１回、中間申告３回）
48万円超400万円以下	年２回（確定申告１回、中間申告１回）
48万円以下	年１回（確定申告１回、中間申告不要）(※5)

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。
確定申告書等作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。
※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。
※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

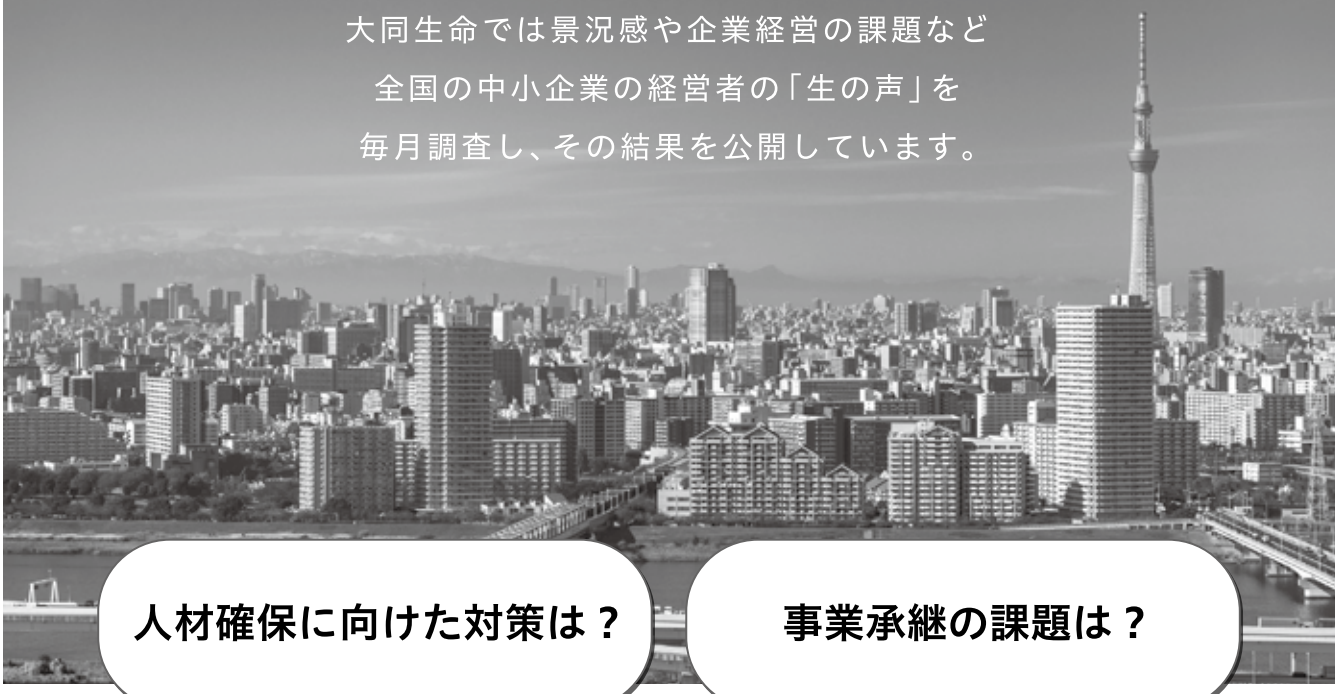
エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。
サンリン株式会社
東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
http://www.sanrinkk.co.jp/

青年部・女性部
部員募集中!!
お問合せは事務局（☎35-8080）まで！

「消費税申告一声運動実施中」

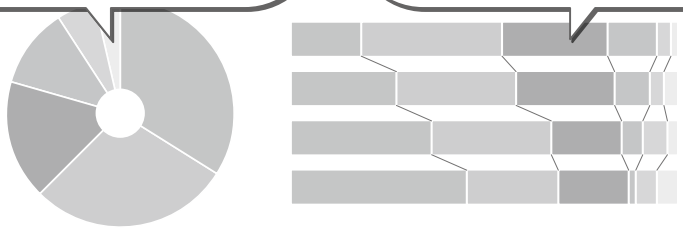
中小企業調査
「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。



人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？



「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査（地域別・業種別）に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記ＱＲコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。

（アドレス）**https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/**

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社　**松本支社**/長野県松本市本庄1-3-10（大同生命松本ビル3F）
TEL 0263-32-0829

４月の予定

２日広報委員会・同編集会議　３日税制委員会・同グループ会議　４日研修委員会　８日組織委員会　10日新設法人説明会　11日正副会長会、４月役員会　14日決算説明会（松本会場）　15日厚生委員会　18日女性部第46回通常総会　21日決算説明会（塩尻会場）　24日青年部第50回通常総会・創立50周年記念式典　25日総務委員会　30日監査会

決　算　説　明　会

（法人税・消費税 /3月決算法人対象）

【松本会場】4月14日㈪ 14:00～16:00
松本市勤労者福祉センター「大会議室」

【塩尻会場】4月21日㈪ 14:00～16:00
塩尻市市民交流センター（えんぱーく）４階会議室

青年部コーナー

ー第50回通常総会・創立50周年記念式典ー

日　時　４月24日㈭　16:00 ～ 20:20
〔通常総会〕 16:00 ～ 17:10
・令和６年度事業報告、および決算報告
・令和７年度事業計画案、および予算案
・役員改選案　等
〔50周年記念式典〕 17:30 ～ 18:10
〔祝賀会〕 18:20 ～ 20:20
会　場　アルピコプラザホテル
※ご案内状の出欠通知を必ずご返送ください。

女性部コーナー

ー第46回通常総会ー

日　時　４月18日㈮　15:30 ～ 19:30
〔研修会〕 15:30 ～ 16:30
テーマ：「国税の仕事」
講　師：松本税務署法人課税第一部門統括官
依田　貴幸　氏
〔通常総会〕 16:40 ～ 17:30
・令和６年度事業報告、および決算報告
・令和７年度事業計画案、および予算案 等
・役員改選案
〔記念祝賀会〕17:40 ～ 19:30
会　場　アルピコプラザホテル
※ご案内状の出欠通知を必ずご返送ください。

2025 シーズン松本山雅ＦＣ主催試合　観戦チケットを抽選でプレゼント!!

Ｊ３リーグ松本山雅 FC 主催試合観戦チケットを抽選でプレゼントいたします。注意事項をご確認いただき、下記方法にてお申込みください。

【注意事項】
・チケットは会場：アルウィン / ホーム自由席です。
・各試合チケットは３枚ございます。（1 名の方にプレゼント。）
・今回は５月18日 [vs ガイナーレ鳥取] から７月 12日 [vs 奈良クラブ] のチケットです。

【応募方法】
①お名前　②企業名　③ご送付先（住所・電話番号）
④ご希望される試合
※お一人様 1 試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。
上記４項目をご記入の上、法人会事務局にＦＡＸ(36-0839）で、４月11日㈮までにご返信いただきますようお願い申し上げます。（当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。）

『対戦スケジュール』

節	試合日時	対戦チーム	キックオフ時間
J3リーグ13節	５月18日㈰	ガイナーレ鳥取	13:00
J3リーグ15節	６月７日㈯	福島ユナイテッド FC	14:00
J3リーグ17節	６月21日㈯	鹿児島ユナイテッド FC	18:00
J3リーグ19節	７月５日㈯	ザスパ群馬	18:00
J3リーグ20節	７月12日㈯	奈良クラブ	18:00

【お問い合せ】　法人会事務局（電話：0263-35-8080）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着３社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。（サイズ：タテ6.5×ヨコ9㌢）

お申込みは事務局まで　TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

●掲載無料　●関係企業、県内外関係機関3,900社へ発送
●フルカラー印刷　●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます



お申込みは……松本法人会事務局　☎0263-35-8080

株式会社　武井山三郎商店
贈って喜ばれる・カタログを贈ってお好きな品を選んで頂けます　ギフト
シャディ・カタログギフト（アズユーライク）

ジャスミン¥5,390　マーガレット¥3,190(税込)
ご予算別15の価格
1個より承ります
包装・のし紙・名入付

社内表彰・周年行事・販促キャンペーン
スポーツ賞品・冠婚葬祭・プレゼント
シャディ（会員）
ギフト㈱武井
〒390-0828 松本市庄内1－5－1
TEL(0263)25-0777
FAX(0263)25-0776

地区トピックス　土地家屋調査士発祥の地（松本市）



松本市浅間にあります総合体育館の敷地内にあります、『土地家屋調査士発祥の地』の石碑、皆さんご存じでしたでしょうか？土地家屋調査士とは、不動産の測量を行い不動産の登記に関係する手続きをするお仕事で国家資格です。

皆さんの所有する土地・建物等の正確な情報を担う素晴らしいお仕事の発祥が、松本市からと知り、とても誇らしく思いました。（深澤和紀編集委員）

川柳コーナー

高かった
贈った代償
商品券

万博で
明るい未来を
見つけたい

愛娘
小学校も
折り返し

新米

あとがき

災害はいつどこで発生するか分かりません。近年、地震や台風、大雨による水害など、日本各地で大規模な災害が相次いでいます。私たちはそのたびに防災の大切さを痛感しますが、時間が経つとつい意識が薄れてしまうことも少なくありません。しかし、いざというときに命を守るためには、日頃の備えが何より重要です。

まず、自宅や職場の防災対策を見直してみましょう。非常用持ち出し袋の準備はもちろん、家具の固定やハザードマップの確認も大切です。家族や大切な人と安否確認の方法を話し合い、災害時の集合場所を決めておくことも安心につながります。

また、防災は個人の努力だけでなく、地域の協力も不可欠です。自治体の防災訓練に参加したり、近隣住民と助け合える関係を築いたりすることで、災害時の対応力が高まります。

「災害はいつか来るもの」と意識し、日常の中で少しずつ備えを進めていきましょう。その一歩が、自分や大切な人の命を守ることにつながるのです。（深澤）

（本号編集委員：深澤和紀　澤田恵輔）



個人情報の取扱について
当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諮会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。
また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。
一般社団法人松本法人会　個人情報取扱係

発行所
一般社団法人 松本法人会
〒390-0814
長野県松本市本庄1丁目3番10号
TEL(0263)35-8080
FAX(0263)36-0839
編集人　百瀬衛貴男
（毎月１回１日発行）
印刷所　アサカワ印刷株式会社